

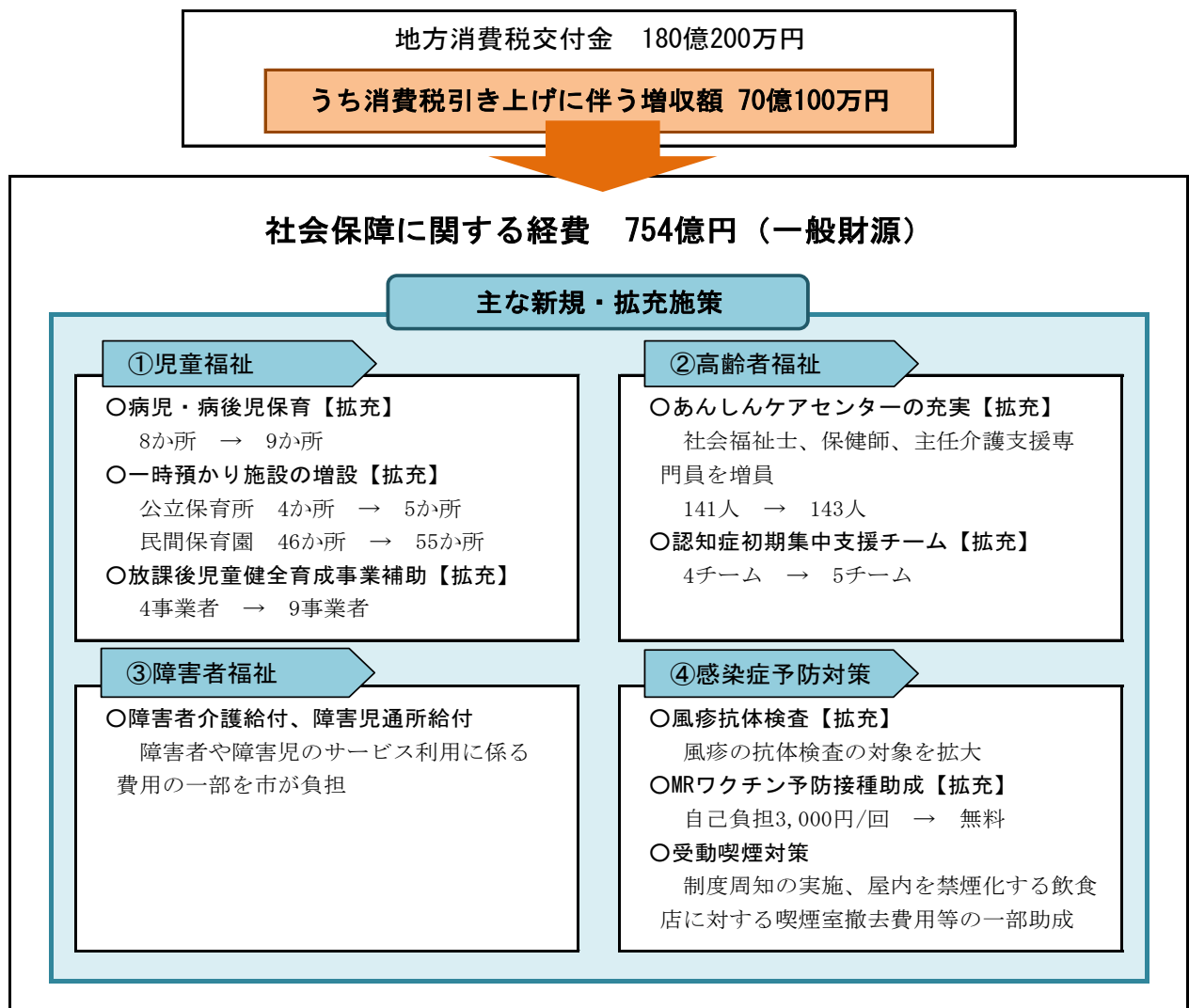
消費税率引上げに伴う「増収分」の使い道について（令和元年度決算）

平成26年4月より消費税率が5%から8%（国6.3%、地方1.7%）に引上げられ、引き上げに伴う増収分は、地方税法により社会保障に関する経費に活用することとされました。

千葉市の令和元年度決算では、税率引き上げに伴う増収額は70億100万円となり、社会保障に関する経費754億円（一般財源分）の一部として活用しています。

主な拡充事業として、一時預かり施設の増設、あんしんケアセンターの専門職員の増員、風疹抗体検査の対象者の拡大などがあります。

なお、令和元年10月の消費税率改定（8%→10%）に係る増収分は、令和2年度から活用されることとなります。



(注) 上記の社会保障に関する経費には、以下の経費は含まれておりません。

- ・ 社会保障関係施設等に関する投資的経費、公債費
- ・ 社会保障関係施策に関してサービスを提供する市の職員人件費（保育所保育士等）